

社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会役員及び評議員の  
報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づく役員及び評議員の報酬並びに費用弁償について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

2 理事長については、別表1のとおり、業務に応じた報酬を支給する。

ただし、月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

3 役員が理事会又は評議員会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表2のとおり報酬を支給する。

4 理事、監事及び評議員が、法人業務を行う場合には、別表2のとおり報酬を支給する。

5 監事が監査の業務又は指導監査等への立ち会いに出席したときは、別表2のとおり報酬を支給する。

(報酬の支払い方法)

第4条 理事長の報酬の支払い方法等は、職員の例による。

2 理事、監事及び評議員の報酬の支払い方法等は、法人職員旅費規程に定める支給方法の例による。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が、法人の業務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、法人職員旅費規程の職員に支給する額に相当する額とする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき、及び第三者委員が第三者委員会に出席又は委員の業務のため会議等に出席したときは、1回につき2,000円を費用弁償する。

(費用弁償の支給方法)

第6条 費用弁償の支給方法については、法人職員旅費規程に定める支給方法の例による。

(適用除外)

第7条 法人の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

役 職 名	報 酬 の 額
理事長	月額300,000円

別表2（第3条関係）

区 分	報 酬 の 額
理事会・評議員会への出席	日額5,000円
監事監査等への出席	日額5,000円
上記の他、法人業務のため出勤	日額5,000円